

## 第3章 小・中学校教育

### 学校運営

学校の教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに努める。

#### 1 学校の創意工夫を生かし、教育目標の実現を図る教育計画を作成する。

社会に開かれた教育課程  
カリキュラム・マネジメント

- (1) 社会に開かれた教育課程の理念に基づいたカリキュラム・マネジメントの推進
  - ア 前年度の学校評価や各種調査の結果、教育活動における成果と課題を分析し、自校の教育活動のよさや強み、地域の教育資源、学校が果たす役割等について全教職員で共通理解する。
  - イ 学習指導要領や本県教育振興基本計画の趣旨及び市町村の教育方針の下、目指す児童生徒像・学校像を明確にし、教育目標具現化の方向性を定める。
  - ウ 学校の創意工夫を生かして、教育目標との統一性、一貫性のある重点目標、アクションプランを設定する。
  - エ 重点目標の達成に向けて、各種教育計画等において具体的で検証可能な方策を立てる。
  - オ 重点目標の達成に向けた全体構想を図で表すなど、教育活動の意義を共通理解して展開できるようにする。
  - カ 学校運営の方針やグランドデザイン等の公表を、地域広報紙を活用するなど効果的に行い、目指すべき教育の在り方を家庭や地域社会と共有する。
- (2) 創意工夫を生かした教育課程の編成
  - ア 学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、学校運営方針の下、児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況等、自校のよさや強みを生かした教育課程を編成する。
  - イ 入学直後の児童生徒が学校生活に適應できるよう、また、進級に伴う学年間の接続が円滑になるよう、配慮した教育課程を編成する。

#### 2 一人一人の教職員の力を生かし、重点目標の達成を目指す学校運営を行う。

ミドルリーダーの育成  
OJTの推進

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員の共通理解と協力体制による学校運営
  - ア 重点目標達成に向けて、目指す児童生徒像・学校像と現状における課題を共有し、全教職員の協力体制を確立する。
  - イ 教育活動の中心となるミドルリーダーを育成し、教職員の創意工夫や提案を生かした学校運営を行う。
  - ウ 教職員の資質向上のために、研修の方法や形態を工夫して、日々の実践に基づいたOJTを推進する。
  - エ 業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教職員一人一人が意欲を高め、能力を最大限発揮できる環境を整える。
- (2) 生命と人権を守る安全・安心な教育の推進
  - ア 児童生徒が自他のいのちがかけがえないものであることを実感できるように、日々の教育活動を「いのちの教育」の視点から捉え直す。
  - イ いじめや不登校のない学校を目指して、全教職員が各学年・学級の実態や学校内外における児童生徒の様子等について情報交換し、指導に生かす。
  - ウ 施設・設備の安全管理や児童生徒に関する情報管理に十分配慮するとともに、身近に起きる危険を予測して事故や事件、自然災害発生時等の対応マニュアルを整備し、生命の安全を最優先させる危機管理体制を随時見直す。

(3) 児童生徒の実態に応じた効果的な指導の工夫

- ア 日々の学習活動において、「とやま型学力向上プログラム（Ⅲ期）」を推進し、確かな学力を育成する。
- イ 障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、不登校児童生徒等への指導については、関係機関や心理、福祉の専門家等と連携しながら、組織的かつ計画的に行う。
- ウ 体力の向上と健康の保持増進を目指し、「運動機会の確保」と「望ましい生活習慣の形成」に取り組む。
- エ 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が連携や交流を密にし、互いの教育の内容や方法に対する理解を深め、各学校の指導に生かす。

3 家庭や地域社会との連携及び協働を深め、地域と共にある学校を目指す。

学校評価の実施・公表

- (1) 学校要覧や学校だより、ホームページ、学習参観、地域懇談会等を通して、学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況等について適切に情報発信する。
- (2) 保護者や地域の人々による学校評価を実施・公表するなど、家庭や地域社会の学校運営等に対する意見を的確に把握して教育活動に生かす。
- (3) 学校の教育活動に保護者や地域の人々の協力を得るとともに、地域の教育資源や学習環境を活用して、地域ぐるみで児童生徒を育成する。
- (4) ボランティア活動や地域行事への参加等、豊かな体験が充実するよう、地域の団体等との連携を密にするとともに、児童生徒が自主的に参加できるように情報提供を行う。

教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」

○ カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という）に努めるものとする。

※ 関連事項及び参照箇所

- ・教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章第2の2の(1)(2)）
- ・カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）
- ・家庭や地域社会との連携及び協働（第1章第5の2のア）

（「中学校学習指導要領」 文部科学省 平成29年度）

学校段階等間の接続

○ 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実（第1章第2の4の(1)）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

○ 中学校教育及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程（第1章第2の4の(2)）

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

（「小学校学習指導要領」 文部科学省 平成29年度）

## 学年経営

学級・学年のよさを発揮し、共に高め合う学年づくりに努める。

1 課題を明確にし、学級・学年のよさが生きる学年経営案を作成する。

- (1) 学校の教育目標の実現に向けて、児童生徒の発達段階や特性、実態を踏まえ、目指す学年像を明確にし、具体的な学年経営の目標を設定する。
- (2) 学年経営の目標の実現に向けて、経営の方針を明確にし、学年教師間の共通理解を図る。その際、それぞれの学年のよさがよりよい学校づくりにつながるよう学年間で情報交換を密にする。
- (3) 児童生徒の発達段階に応じて、学年の諸活動を【重点1～3】の視点から捉え直し、学年経営に生かす。
- (4) 学習指導や生徒指導、キャリア教育及び学年の諸活動等の具体的な内容や方法については、学校の教育課程に基づいて吟味し、学級・学年のよさが生きる学年経営案を作成する。

2 教師の連携の下、児童生徒のよさを引き出す学年経営を行う。

- (1) 学年主任のリーダーシップの下、自分のよさを伸ばし、可能性を広げようとする児童生徒を育てる学年経営に取り組む。その際、各教師の得意分野や専門性を生かせるように工夫する。
  - ア 学年の合同学習や異学年交流を取り入れながら、互いに学び合う集団づくりに取り組む。
  - イ 学年で行う行事や活動では、企画・立案等の時間や話合いの場を確保し、児童生徒が役割と責任を自覚しながら創意を生かして主体的に活動できるように配慮する。
  - ウ 学級や学年の諸問題については、生徒指導主事、養護教諭等と情報を共有して相談するなど、協力して対応する。
- (2) 体験的な学習や校外での学習等の実施に際しては、予想される危険への対応を児童生徒の視点からも考え、教師が連携、協力して万全の危機管理体制を整備する。
- (3) 学年だよりや学年懇談会等を通して、保護者に諸活動への理解と協力を得るとともに、地域社会との情報交換や交流を積極的に行う。

3 一人一人の成長や集団の高まりを捉え学年経営の改善を図る。

- (1) 学年経営の目標の達成状況を把握するため、観点や方法を明確にして児童生徒の活動状況を捉えるとともに、児童生徒や保護者、地域の人々の意見を積極的に取り入れ、学年経営の改善に役立てる。
- (2) 学年の諸活動について自己評価や相互評価を計画的、継続的に行い、児童生徒が活動への意欲を高めていく指導を行う。
- (3) 全教職員による日々の観察や情報交換を基に、一人一人の活動状況や集団の様子を把握し、その記録を累積して多面的に成長を捉える。

## 学級経営

一人一人のよさが生き、共に高め合う学級づくりに努める。

1 学級の実態を把握し、一人一人のよさを伸ばす学級経営案を作成する。

居場所づくり  
絆づくり

2 児童生徒が主体的に活動し、存在感や充実感を実感できる学級経営を行う。

確かな児童生徒理解

3 児童生徒が達成感を味わえるよう、一人一人の日常の姿を継続的に捉え、学級経営の改善を図る。

- (1) 学校の教育目標や学年経営の目標、児童生徒の実態、保護者の思いや願いを踏まえ、目指す学級像や育てたい児童生徒の姿を明確にし、具体的な学級経営の目標を設定する。
- (2) 学級経営の目標の実現に向けて、学習面や生活面での指導の重点化を図り、経営の方針を明確にするとともに、保護者に伝えて理解と協力を得る。
- (3) 学級の児童生徒の実態に応じて、日々の諸活動を【重点1～3】の視点から捉え直し、学級経営に生かす。
- (4) 児童生徒が安心できる「居場所づくり」や支え合う「絆づくり」に配慮した学級経営案を作成する。

- (1) 人権尊重の精神を基盤に、互いのよさを認め合い、一人一人が自分らしさを発揮できるように、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる学級経営を行う。
  - ア 日頃の児童生徒との触れ合いを基本に、面談や日記・生活ノート等多様な方法を用いて確かな児童生徒理解に努める。
  - イ 学級の目標設定や目標を実現するための学級の諸活動等を児童生徒と共に行うことにより、自発的、自治的な活動を促す。
  - ウ 児童生徒相互が、教え合い、認め合い、支え合う学習集団を育成する。
  - エ 朝の会や帰りの会、当番や係の活動等、学級の諸活動を充実させることを通して、児童生徒の所属感や連帯感等を育む。
  - オ 学級生活において生じた諸問題について、意図的に学級活動等で取り上げるなど、児童生徒の主体的な解決を支援する。
  - カ 児童生徒が、他者と協力して活動する楽しさや成就感を味わうことができるような場や機会を充実させる。
- (2) 言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた教室の整備、児童生徒の創意を生かした掲示等、学習と生活の場にふさわしい環境づくりに努める。
- (3) 授業参観、学級懇談会、学級だより、連絡帳、家庭訪問等を通して、保護者との連絡を密にし、信頼関係を築く。

- (1) 学級経営の目標の達成状況を把握するため、観点や方法を明確にし、児童生徒の活動状況を捉えるとともに、児童生徒や保護者の意見を積極的に取り入れる。
- (2) 学級の諸活動について自己評価や相互評価を計画的、継続的に行い、児童生徒が活動への意欲を高めていく指導を行う。
- (3) 日々の観察や教育相談、全教職員による情報交換を基に、一人一人の喜びや願い、悩みや不安等を把握し、その記録を累積して多面的に成長を捉える。

自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てる。

1 学校の特色を生かした道徳教育が展開できるよう、指導計画を作成する。

重点目標の明確化

- (1) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開することができるよう、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として全教師が協力し、「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育の全体計画を作成する。
  - ア 児童生徒や学校、家庭及び地域の実態を踏まえ、学校や学年ごとの道徳教育の重点目標を明確にする。また、「特別の教科 道徳」の内容項目と関連する各教科等における指導の内容及び時期、並びに家庭や地域社会との連携の方法について別葉に示すなど、年間を通して活用しやすい全体計画となるようにする。
  - イ 教科等においては、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導する。
- (2) 児童生徒の発達段階や学級の実態を踏まえた道徳教育を展開する指針となるよう、学級における指導計画の作成に努める。
  - ア 目指す児童生徒像を明らかにし、道徳教育の重点目標や基本方針等を設定して学級経営を行う。
  - イ 一人一人のよさを伸ばす体験活動を取り入れるなど、学級の特色を生かした道徳教育を展開する。

2 全教育活動において豊かな心を育み、よりよく生きようとする道徳性を養う。

- (1) 道徳的諸価値の理解を基として、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成することができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を積み重ね、道徳性を養う学校、学級づくりに努める。
  - ア 教師自らが児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有し、一人一人がかげがえのない人間として認め合う温かい人間関係を育成する。
  - イ 夢や希望をもち、意欲的にたくましく生きていくことができるよう、一人一人のよりよく生きようとする力を認め、励ます。
  - ウ 教室や校舎・校庭等の環境整備に努めるとともに、人間としての在り方、生き方に触れることができる資料や様々な学習の成果を掲示するなど、豊かな心を育てる環境を充実させる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて道徳的実践の喜びが実感できるよう、児童生徒の豊かな心を育てる指導を行う。
  - ア 人と人とが直接触れ合い高め合う機会となる集団宿泊活動やボランティア活動、自然や生き物と関わりを深める自然体験活動、望ましい勤労観・職業観を育成する職場体験活動等の実践的活動を充実させる。
  - イ 各教科等の学習においては、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを大切にして、児童生徒自らが成長を実感し、課題や目標を見付けることができるように指導する。
  - ウ 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育成するとともに、発達の段階や特性を踏まえて、基本的な生活習慣、規範意識、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度等の道徳性を養うようにする。

いじめ防止

家庭や地域社会との連携・協力

エ 多様な教育活動を関連させて指導し、児童生徒の日常的な道徳的実践につなげる。特に、いじめ防止や安全の確保といった課題については、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで主体的に関わることができるように努める。

(3) 家庭や地域社会と連携・協力して、道徳性を養う指導の充実を図る。

ア 「特別の教科 道徳」の積極的な授業公開や保護者会、各種たより、学校のホームページ等を通して、児童生徒のよさや成長等について情報交換するなど、家庭・学校・地域社会が一体となって児童生徒の道徳性を養うことができるように努める。

イ 基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、基本的なモラルの育成については、学校の取組を保護者や地域の人々に伝え、連携して指導することができるようにする。

ウ 地域の特色を生かした教材を開発したり、外部人材を積極的に活用したりするなど、地域に根ざした道徳教育を推進する。

エ 児童生徒が集団の一員としての自覚をもち、行動することができるよう、地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加を支援する。

3 児童生徒の道徳性について共感的に理解を深め、適切に評価し、指導に生かす。

道徳教育推進状況の評価

(1) 心の成長を自ら確かめ、よりよい生き方を求めていく児童生徒を育てるために、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の推進状況を評価し、指導の改善に生かす。

ア 道徳教育の重点目標に関わる児童生徒の個人内の成長の過程を重視する。

イ 指導の前後における児童生徒の心の動きを、観察、作文や日記等から捉えて、道徳性の評価を行うとともに、指導に関する評価を行い、指導計画や指導方法の改善に生かす。

ウ 心の軌跡を記すノートやファイル、自己評価や相互評価等を活用し、児童生徒が自らの成長を実感する機会を設定する。

(2) 「特別の教科 道徳」の指導に関する評価を基に、教師が自分を見つめ語る力や児童生徒と心が触れ合う関係をつくる力、豊かな体験活動を構想する力等、教師自身の実践的指導力を高める。

(3) 児童生徒の道徳性を理解するための資料は、プライバシーに関わる内容を含んでおり、その収集や活用は慎重に行う。

参 考 資 料

- いのちの教育リーフレット
- 家庭版いのちの教育リーフレット
- 小学校道徳 読み物資料集
- 中学校道徳 読み物資料集
- 「私たちの道徳」活用のための指導資料（小学校・中学校）
- 道徳教育アーカイブ ～「特別の教科 道徳」の全面実施～

富山県教育委員会	平成19年度
富山県教育委員会	平成22年度
文部科学省	平成22年度
文部科学省	平成23年度
文部科学省	平成26年度

※いのちの教育リーフレット、家庭版いのちの教育リーフレットは、いのちの教育ホームページに掲載されています。

— 関 連 資 料 —

各教科等における道徳教育に関わる内容及び時期を整理した全体計画の別業例

1 「特別の教科 道徳」の内容項目と各教科等を一覧にした全体計画の別業例 ～小学校第2学年を例に～

小学校 内容項目	各教科	特別の教科 道徳		各 教 科		特別活動				
		教 材 名	月	国 語	月	学級活動	月	児童会活動	月	
A 主として自分自身に関する事	善悪の判断、 自律、自由と責任	どうしよう…… 雨上がり	4 7	こんな もの、見つけた よ	6					
	正直、誠実	ねこが わらった	11							
	節度、節制	できるよ ポンタくん すっきりしたよ ピーマンマンと よふかし 大まおう ふるさときゅうしよく	4 6 9 10				どうろの正しい歩き 方	4		
		個性の伸長	ミーボーしんぶん	11	スイミー	6				
		希望と勇氣、 努力と強い意志	ぼくの ゆめ 一太前光市 さんと いっしょにー おりがみ名人	9 1	二年生をふりかえって	3	2年生のめあて かかりやとうぼんを きめよう	4 4	校内なわとび大会	2
	真理の探究									
	B 主として人との関わりに関する事	親切、思いやり	学校たんけん とくべつな たからもの 公園のおにごっこ	4 11	ことばでみちあんない	9			ちいきにかんしゃ しよう ぼ金しよう	11 12
感謝		はたけの 先生	10			かんしゃして食べよ う 6年生ありがとう	1 3	きゅう食ありがと うしゅうかん 6年生をおくる会	1 3	
礼儀		あいさつが きらいな 王さま 小さな できごと	6 12			あいさつ名人になろ う	5	あいさつうんどう	5	
友情、信頼		およげない りすさん なかよしで いたい モムンと ヘーテ	5 11 2	お手紙	10	お楽しみ会をしよう 1年生とあそぼう	7 12	なかよししゅう会	4	
相互理解、寛容										
C 主として集団や社会との関わりに関する事	規則の尊重	ろうかを あるいただけ なのに おじさんからの 手紙	5 9							
	公正、公平、 社会正義	のこぎり山の 大ぶつ	10							
	勤労、公共の精神	きれいに なった ずこう しつ	10	どうぶつ園のじゅうい	9	せいそう、当番かつ どう	全	せいそうボランテ ィア 校内ピカピカうん どう	6 9	
	家族愛、 家庭生活の充実	げんかんそうじ	5							
	よりよい学校生活、 集団生活の充実	わたしたちの 学校	5							
	伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	花火に こめられた ねがい ぼくは まって いる	9 1							
	国際理解、 国際親善	オリンピックと パラリン ピックの はた ジョゼくと おりがみ	7 2	スーホの白い馬	2					
D 主として生命や自然、 崇高なものとの関わり に関する事	生命の尊さ	おとうとの たんじょう 一まいの しゃしん 生きて いるから	6 2 3	かんさつ名人に なる う	5	大切ないのち	6			
	自然愛護	めだかの 学校 さくらの木と いっしょに	6 3	ふきのとう たんぼぼの ちえ	4 5			花だんづくり	5	
	感動、畏敬の念	うつくしい もの、うつく しい こころ	12			ミニ読書会をひらこ う	11	読書しゅうかん	11	
	よりよく生きる喜び									

【作成のポイント】

重点目標の明示

・学校の重点目標を基に、児童生徒の発達の段階に応じてより具体的に示す。

各教科等

・心を育てる見通しをもつことができるように、「特別の教科 道徳」の内容項目と関連する各教科等の指導内容（単元名等）及び時期を示す。

項目

・横の項目には、各教科、特別活動の他に、家庭・地域との連携等を加えることも考えられる。

## 2 各教科等と実施予定の時期を一覧にした全体計画の別葉例 ～中学校第1学年を例に～

第1学年の 重点目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生としての自覚をもち、望ましい生活習慣を身に付ける。</li> <li>自分や友達の良いところを知り、思いやりの心をもって共に伸びようとする。</li> <li>生きとし生けるものの生命の尊さに気づき、かけがえのない生命を尊重しようとする。</li> </ul>	A 節度、節制 B 思いやり、感謝 D 生命の尊さ
---------------	--	---------------------------------

※太字は重点内容項目

### 【作成のポイント】

#### 重点目標の明示

- 学校の重点目標を基に、児童生徒の発達の段階に応じてより具体的に示す。

#### 特別活動

- 道徳教育に関わる体験活動や実践活動等の時期を一覧できるようにする。

#### 「特別の教科 道徳」

- 教材名（主題名）と内容項目を示す。詳細については年間指導計画に示す。

#### 各教科・総合的な学習の時間

- 各教科・総合的な学習の時間の方針に基づいて進める道徳性の育成に関わる指導の内容及び時期を整理して示す。その際、指導内容（単元名等）と関連する内容項目を示す。

#### 家庭・地域等との連携

- 家庭や地域社会との連携のための活動等が分かるものを示す。
- 「特別の教科 道徳」の授業公開、保護者会等についても積極的に計画に位置付ける。
- 近接の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等との連携や交流活動を示すことも考えられる。

各教科等\月	4 月	5 月	
特 別 活 動	学校行事	始業式、入学式 1年オリエンテーション 学習参観	校外学習 避難訓練 中間考査、教育相談
	学級活動	学級の組織づくり A 自主、自律、自由と責任 <b>学校生活と望ましい生活習慣</b> A 節度、節制	校外学習に向けて C よりよい学校生活、集団生活の充実 学習に対する取組 A 向上心、個性の伸長
	生徒会活動	生徒会専門委員会 C よりよい学校生活、集団生活の充実 部活動紹介 A 向上心、個性の伸長	生徒総会 C よりよい学校生活、集団生活の充実 挨拶運動 C よりよい学校生活、集団生活の充実
特別の教科 道徳	裏庭での出来事 A 自主、自律、自由と責任 <b>釣りざおの思い出</b> A 節度、節制 学習机 B 礼儀	<b>見えない親切</b> B 思いやり、感謝 魚の涙 C 公正、公平、社会正義 <b>いのちって何だろう</b> D 生命の尊さ 二人の通学路 B 友情、信頼	
各 教 科	国語	朝のリレー D 感動、畏敬の念 野原はうたう D 自然愛護	はじまりの風 A 向上心、個性の伸長
	社会	地理「世界の姿」 C 国際理解、国際貢献	地理「日本の姿」 C 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
	数学	正の数と負の数 A 真理の探究、創造	正の数と負の数 A 真理の探究、創造
	理科	生物の観察と分類のしかた D 自然愛護	植物の分類 D 自然愛護
	音楽	その先へ B 友情、信頼	春—第1楽章— D 自然愛護
	美術	「ムーラン・ド・ラ・ギャレットの舞踏場」を鑑賞しよう D 感動、畏敬の念	<b>人間っておもしろい</b> B 思いやり、感謝
	保健体育	<b>体の発育・発達</b> D 生命の尊さ <b>体づくり運動</b> A 節度、節制	<b>呼吸器・循環器の発育・発達</b> D 生命の尊さ 陸上競技 A 希望と勇気、克己と強い意志
	技術・家庭	私たちの家族と家庭生活 C 家族愛、家庭生活の充実	<b>人間にとっての食事</b> D 生命の尊さ
	外国語 (英語)	中学校生活の始まり B 相互理解、寛容	友だちを作ろう B 相互理解、寛容
	総合的な学習の 時間	地域学習 C 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	地域学習 C 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
家庭・地域等 との連携	学習参観(「特別の教科 道徳」を全学級で公開)、保護者会、PTA総会	挨拶運動 C よりよい学校生活、集団生活の充実	

### 3 別葉の活用例

- 「特別の教科 道徳」と同じ時期に、内容項目の一致する教科の指導内容や体験活動等が位置付いている場合は、児童生徒に実際の学校生活の様子を想起させるなど、「特別の教科 道徳」の導入や終末で活用することが考えられる。
- 月ごとにホームページや学年だより等で発信し、家庭や地域社会の理解を得て、連携しながら道徳教育の充実を図る。
- 月ごとに拡大して掲示するなど、日常的に目に触れるよう工夫し、「特別の教科 道徳」の内容項目や学校（学年）の重点項目との関連を意識しながら日々の教育活動を行う。
- 各教科等の指導内容や体験活動を「特別の教科 道徳」の内容項目に照らして整理することにより、これまでの取組を道徳教育の視点から捉え直したり、効果的な実施時期について見直したりする。

# 生徒指導

一人一人のよさを伸ばし、自己指導能力を身に付けた児童生徒を育てる。

## 1 児童生徒の理解を深め、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育む。

自己存在感の感受

共感的な人間関係の育成

自己決定の場の提供

安全・安心な風土の醸成

- (1) 一人一人のよさや可能性を積極的に見付け、児童生徒の理解を深める。
  - ア 児童生徒それぞれの家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心、将来の夢や進路希望等を総合的に捉えて理解する。そのため、学級担任の日頃の関わりやきめ細かい観察、面談に加え、複数の教職員から情報を集め、共有する。
  - イ 発達の段階に応じた不安や悩みに目を向け、児童生徒の内面を共感的に理解する。
- (2) 児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できるようにする。その際、以下の生徒指導の実践上の視点に留意する。
  - ア 児童生徒がありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者に認められたという自己有用感を育み、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」に努める。
  - イ 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる共感的な人間関係を築いて心のつながりを深めていく「絆づくり」ができるよう、児童生徒が主体的、協働的に取り組める活動を工夫する。
  - ウ 児童生徒が自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作することができるよう、日頃から自己決定の場を多く設定する。
  - エ 安全かつ安心して授業や学校生活を送れるような風土を、児童生徒自らがつくり上げることができるよう支援する。
- (3) 生命を大切にすることを育み、児童生徒一人一人の人権を尊重する態度を育てる。
  - ア 自他の生命がかげがえのないものであることを実感できるように、「いのちの教育」を核とし、教育活動全体を通じて、生命誕生の喜び、生きることの尊さ、自信や夢をもって生きることの大切さを伝える。
  - イ 教師自身が高い人権意識をもち、児童生徒と共に人権の大切さについて考え、一人一人の考えや思い、行動には違いがあることを認め合える集団づくりに努め、他を思いやる心を育てる。

## 2 教育活動全体を通じて、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を行う。

発達支持的生徒指導

- (1) 全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていけるよう、発達支持的生徒指導を行う。
  - ア 日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを大切にする。
  - イ 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であることを意識し、生徒指導の実践上の視点を生かして学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努める。
- (2) 全ての児童生徒を対象に、いじめ防止教育、SOSの出し方教育、自殺予防教育等、意図的・組織的・系統的な課題未然防止教育を行う。

## 3 学校の実態に応じたチーム学校による生徒指導体制を築く。

初期からのチーム対応

- (1) 教職員間の合意形成を基に、全校体制による組織的、計画的な生徒指導を進める。
  - ア 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事を中心に、指導・対応方針と全教職員の役割分担を明確に示し、その周知徹底を図ることで教職員間に指導の「ぶれ」が生じないようにする。
  - イ 児童生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにするとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、カウンセリング指導員が中心となり、相談体制の充実を図る。
  - ウ 生徒指導委員会を定期的に開くとともに、教職員が日常的に情報共有に努める。学級担任等の抱え込みによる支援の遅れを防ぎ、問題を早期に発見し、初期からのチーム対応を図る。
  - エ コーディネーター役の教員が中心となり、チームによる支援体制を築き、必要に応じて、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門家との連携を図る。
  - オ 学校単独では対応が困難な場合に、市町村教育委員会、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の関係機関と連携・協働して対応する。

多様な背景を持つ児童生徒

- (2) 生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教員一人一人の力量を高め、より適切な指導に努める。
  - ア 効果的な教育相談の進め方や不登校、いじめ、ネットトラブル、暴力行為、性非行、飲酒、喫煙、薬物乱用、自傷行為、自殺等の防止について、具体的な事例を基にした研修を計画的に進める。
  - イ 発達障害や児童虐待、心的外傷後ストレス障害(P T S D)、性同一性障害等の多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導について、基本的な知識を身に付け、適切な初期対応や関係機関との効果的な連携を行う。
- (3) 児童生徒に関わる災害や事件・事故に適切に対応できる体制づくりを行う。
  - ア 危機管理マニュアルを学校の実態に即して見直し、火災や地震等様々な場面を想定した訓練を行うなど、全教職員及び児童生徒の危機管理意識を高める。
  - イ 交通事故や不審者被害、ネットトラブルや性的被害、学校生活におけるけが等について、危険予測・危険回避能力の育成につながる日々の安全指導を徹底する。
- (4) 幼・小・中学校及び高等学校との連携の下、発達の段階に応じた連続性のある生徒指導を推進する。
  - ア 異校種間で定期的な情報交換の場を設け、一人一人の実態を的確に把握して適切な指導を行う。
  - イ 異校種間で連携して行うボランティア活動等の体験活動を通して、異年齢間の交流を深め、対人関係能力を育てる。
- (5) 地域の実情を把握し、家庭や地域等と円滑な連携・協働を図る。
  - ア 学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を図るために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図る。
  - イ 登下校の見守り、学習支援や部活動支援、職場体験の場の提供等、学校と地域が連携・協働し、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支える地域ぐるみの生徒指導を推進する。

異校種や家庭との連携

地域ぐるみの生徒指導

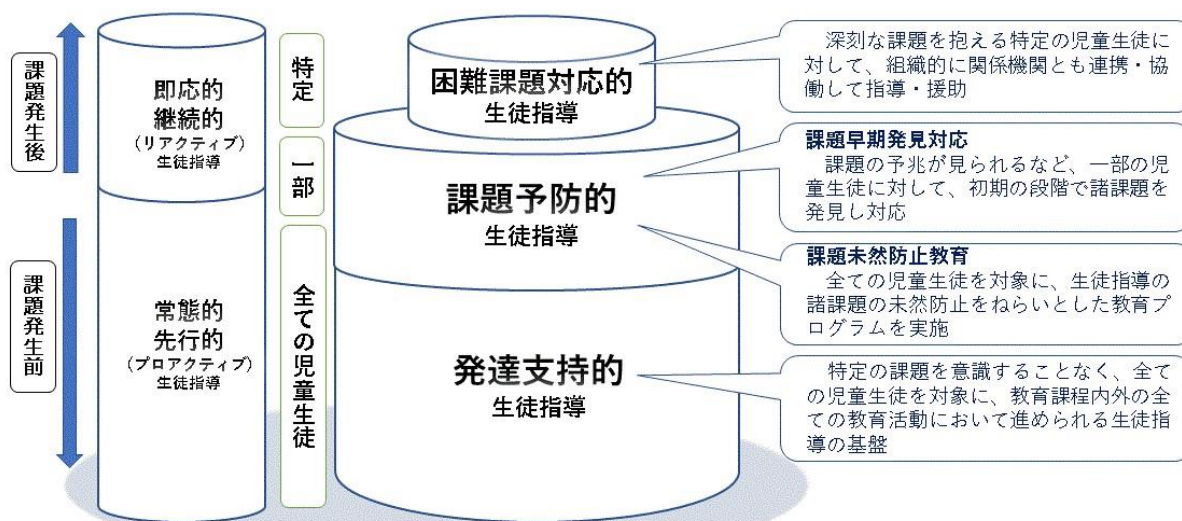
### 参 考 資 料

○生徒指導支援資料 1～8	国立教育政策研究所	平成21～令和6年度
○生徒指導リーフ 1～22、生徒指導リーフ増刊号 1～3	国立教育政策研究所	平成24～令和3年度
○いじめの防止と解消のために(教員向け)	富山県教育委員会	平成24年度
○子供の笑顔が輝く毎日のために～いじめの防止と解消に向けて～(保護者向け)	富山県教育委員会	平成25年度
○性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)	文部科学省	平成28年度
○いじめ対策に係る事例集	文部科学省	平成30年度
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)	文部科学省	令和7年度

### 関 連 資 料

#### 1 生徒指導の構造

従来の目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく、発達・成長を促す指導等や予防的な指導を行う積極的な指導が重要



「生徒指導提要のポイント」富山県教育委員会小中学校課 令和4年12月を参考に作成

## 2 問題行動・不登校についての対応モデル

暴力行為	いじめ		不登校
<p>○全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり お互いを理解し、尊重し合える温かな雰囲気づくり 「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような働きかけ 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」を受け止められる体制づくり</p> <p>○他者を思いやり、多様性を認め、人権侵害をしない人に育つような道徳教育、人権教育、法教育等、及び日常の働きかけ</p>	<p>・いじめ防止基本方針(いじめの定義)の共有(教職員・児童生徒・保護者・地域)</p>	<p>発達支持的生徒指導</p>	<p>○全ての児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校・学級づくり」と「分かりやすい授業」の工夫</p> <p>○いじめや暴力行為を許さない学校運営や学級づくり</p> <p>・学習状況等に応じた指導と配慮</p>
<p>○未然防止をテーマとする教育(取組) 暴力、非行、薬物乱用、いじめ(児童会や生徒会による「いじめ撲滅運動」の推進)</p> <p>○SOSに気付くための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観察や面接(担任や教科担任、部活動顧問等、複数の視点による実施)</li> <li>・アンケート調査(調査から得られた情報を基にした面接、以前の調査との比較検討)</li> <li>・情報共有(教職員間、学校間、保護者、地域、関係機関等との連携)</li> <li>・SOSの出し方に関する教育プログラムの実践</li> </ul> <p>・前兆行動の早期発見 粗暴な言葉、相手を殴る素振り 壊れない程度にものを蹴る等</p> <p>・アセスメントの充実 発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面(交友面)、家庭面等といった様々な側面から</p> <p>◆暴力行為が発生した場合 管理職の指揮による全教職員の協力</p>	<p>○兆候を察知しようとする姿勢 学級日誌や生活記録ノートの記載内容</p> <p>○いじめを許さない雰囲気 傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するよう促す取組を道徳、学級活動等において行う</p> <p>※参考 P102「いじめ事案初期対応」実践フローチャート</p> <p>◆いじめが疑われる場合 気になる事案があれば、すぐに周りの先生に相談(一人で抱え込まない)</p> <p>◆いじめ問題が発生した場合 学校いじめ対策組織で対応</p>	<p>課題予防的生徒指導</p>	<p>○児童生徒のSOSを出す力の育成と教職員のSOSを受け止める力の向上、教育相談体制の充実</p> <p>○休み始め段階でのアセスメントとSC、SSW、保護者との連携・協働による支援の開始</p> <p>・「SOSの見つけ方・受け止め方」事例集や健康状況や気持ちの変化等を可視化するツールの活用</p> <p>・不登校の予兆 月3日以上の欠席 休み明けや特定の曜日の欠席 遅刻、早退の増加 保健室、相談室利用の増加</p> <p>◆初期からの支援は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解・支援シート等の活用(校種を越えての情報連携)</li> <li>・原因や背景、状態の見極め</li> <li>・児童生徒、保護者との信頼関係づくり</li> <li>・家庭訪問や電話、手紙による関係の維持</li> <li>・SCによる心理的支援</li> <li>・SSWによる環境への働きかけ</li> </ul>
<p>○事実関係の正確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数での聞き取り等による詳細な事実確認と状況把握、時系列での記録</li> </ul> <p>○対応方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景に対する理解</li> <li>・指導方針の明確化と共通理解、保護者の理解と協力</li> <li>・チームによる組織的対応、全教職員の情報共有と合意形成</li> </ul> <p>○解消への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体策を立て、役割を分担して実践</li> <li>・心と人間関係の回復を図る継続的な指導</li> <li>・保護者との信頼関係の構築(誠実で丁寧な対応、迅速で正確な情報の伝達、支援に対する理解と協力の要請)</li> </ul>	<p>速やかに 初期からのチーム対応</p>	<p>学校全体で(管理職まで)課題を共有</p>	<p>○ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC、SSW等によるカウンセリング</p> <p>○別室登校や関係機関等と連携した継続的支援</p>
<p>学級に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の大人を配置</li> <li>・児童生徒と共に過ごす時間の確保</li> <li>・清掃や持ち物の整頓による環境美化</li> </ul> <p>被害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・心のケア</li> </ul> <p>加害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力行為に対する指導</li> <li>・反省と謝罪</li> <li>・自己有用感を高める個別指導</li> </ul> <p>保護者に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況の説明、風評被害の防止</li> <li>・人的支援を含めた協力の要請</li> </ul>	<p>聞き取り調査をするときは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰による、誰に対してのいじめか</li> <li>・何を、どのようにしたか(されたか)</li> <li>・きっかけは何か</li> <li>・いつ頃から始まったのか</li> </ul> <p>被害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦しみや辛さの受容と共感(心のケア)</li> <li>・全力で守り、安全と安心の確保</li> <li>・解消後も継続した心のケア</li> </ul> <p>加害児童生徒に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「悪者」にしない</li> <li>・事実を認識し、何が問題なのか考察</li> <li>・被害者への「責任」ある行動</li> <li>・心の痛みの理解、再発の防止</li> </ul> <p>学級・学年に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体的問題」として提起</li> <li>・「いじめの4層構造」における観衆、傍観者への指導</li> <li>・心の痛みの共有</li> <li>・集団としての秩序の確立</li> </ul> <p>保護者に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の報告、思いの受容</li> <li>・理解と協力要請</li> </ul>	<p>困難課題 対应的 生徒指導</p>	<p>◆社会的自立・学校復帰への支援は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC、SSW等からの助言</li> <li>・担任からの働きかけ</li> <li>・級友からの働きかけ</li> <li>・ICT等を活用した学習支援や相談支援</li> <li>・別室登校(相談室等)への誘い</li> <li>・登校のイメージ化(いつ、どこから、どの場所へ)</li> <li>・受入れの準備(机の位置、机の中、掲示物等)</li> <li>・家庭や保護者の支援</li> </ul>
<p>関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会への報告、警察等への相談</li> <li>・SC、SSW要請支援(専門家を学校に派遣)</li> <li>・スクールロイヤーの活用(弁護士による学校の対応等に対する助言)</li> <li>・ケース会議(専門家が支援会議に加わり、具体的な支援策を検討)</li> </ul>	<p>関係機関等との連携</p> <p>教育支援センター(適応指導教室)、相談機関、医療機関、児童福祉課、民生委員、フリースクール等民間施設との情報共有</p>		
<p>○点検・評価に基づく支援の終結・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームによる支援の継続、児童生徒の反応や変化に応じた支援策の見直しと修正</li> <li>・全校体制での取組の見直しと実践</li> <li>・支援状況(児童生徒の様子、活動記録等)について次年度への引継ぎ</li> </ul>			

### 3 ネットトラブルの予防

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先にする。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくない。まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要である。

○ 法的な対応が必要な指導

- ・違法投稿（著作権法違反、薬物等）
- ・ネット上の危険な出会い
- ・ネット詐欺
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自撮り被害等）
- ・闇バイト

○ 学校における指導

- ・誹謗中傷、悪質な投稿による炎上
- ・ネットいじめ
- ・児童生徒主体によるルールづくり

○ 家庭への支援

- ・ネットの長時間利用
- ・家庭でのルールづくり
- ・児童生徒の孤立状況の把握・サポート

○○学校ネットルール(例)

- ・利用は○時までにする
- ・誰かを傷付ける書き込みはしない
- ・友達のネットルールにも協力する
- ・困ったことがあったら、すぐ大人に相談する

### 4 校則（学校生活のきまり）の見直し

校則に基づく指導を行うに当たっては、何のために設けたきまりか、教職員がその背景や理由について理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう指導していくことが重要である。また、校則の見直しの過程に児童生徒が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。

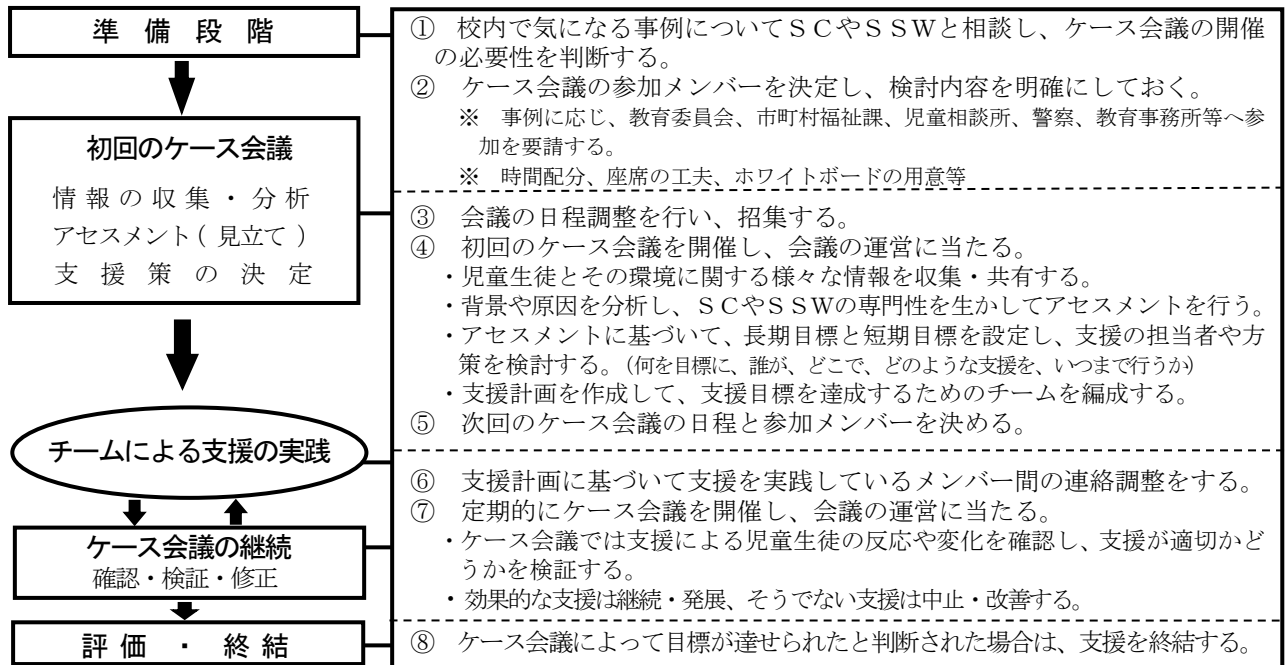
「学校における取組例」

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更したいこと、見直したいことを議論する。
- ・生徒会やPTA会議、学校運営協議会等において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取する。
- ・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明する。その際、個別の事案に応じることを伝達する。

### 5 チームによる支援 ～SC、SSW等を交えたケース会議を踏まえて～

<支援のプロセス(例)>

<コーディネーター役の教員の活動(例)>



コーディネーター役：生徒指導主事・カウンセリング指導員・教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭・教頭 等

参考資料

○スクールカウンセラー実践活動事例集	文部科学省	平成26～令和6年度
○スクールソーシャルワーカー実践活動事例集	文部科学省	平成20、22～令和6年度
○SC&SSWとのよりよい連携をめざして～効果的な「チームによる支援」のために～	富山県教育委員会	平成23年度
○もし、ケース会議の進行役をすることになったら	文部科学省	
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○青少年をいわゆる「闇バイト」に加盟させないための取組	文部科学省	
○スクールカウンセラー活用のためのガイドライン	富山県教育委員会	令和7年度
○スクールソーシャルワーカー活用のためのガイドライン	富山県教育委員会	令和7年度

# 人権教育 (幼・小・中学校共通)

互いの人権を尊重し合う幼児児童生徒を育てる。

1 教育活動全体において、人権教育の趣旨を生かした指導計画を作成する。

- (1) 教育活動全体において人権尊重の精神を基盤とした指導を行うために、学校(園)運営の方針、学年・学級経営方針等に人権教育の趣旨を生かすとともに、人権教育の指導計画を作成する。
- (2) 人権教育の視点から、各教科等の関連を図り、人権に関わる学習内容や活動をそれぞれの指導計画に位置付ける。

2 人間として互いに尊重し合う心を育てる教育活動を充実させる。

自尊感情

- (1) 教育活動全体を通じて、自他の生命と人権を尊重していこうとする意欲を高め、具体的な態度や行動に現れるようにする。
  - ア 「自分のことが好き」と思う自尊感情を育むことができるよう、ほめたり認めたりする機会や自己決定の場を増やす。
  - イ 人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組み、互いの違いやよさを認め合い、励まし助け合う温かい人間関係をつくる。
  - ウ インターネット上の人権侵害の他、女性、高齢者、障害のある人、外国人、感染症の患者、ハンセン病患者・元患者及びその家族、同和問題、性的マイノリティ等あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨む。
  - エ いじめの問題において、周りで傍観することもいけないということを指導するなど、児童生徒が差別や偏見を進んで解消していこうとする心と態度を育てる。
- (2) 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成するために、児童生徒が協力して進める学習活動や主体的に参加する学習活動、体験を通して学ぶ学習活動を設定する。
- (3) 言語はあらゆる人間関係の基盤であり、何気ない言葉が相手の心を傷付けてしまうことがあることを十分認識し、生活全体の言語環境を整えていくようにする。その際、「人権教育指導のために」に掲載されている「生活振り返りカード(児童用・生徒用)」等を用いて言語環境の見直しを図る。

3 教職員自らが人権感覚を高め、家庭、地域社会と一体となって人権教育を推進する。

- (1) 関連資料の「人権意識チェック表(教師用)」を用い、教師としての人権意識を高める。また、人権教育に関する研修会に積極的に参加したり、具体的な事例を基に人権の侵害を生み出す背景や解決のための方策を考えたりして、実践的な指導力を高める。
- (2) いじめや虐待等の早期発見のために、日頃の様子をきめ細かく観察し、実態把握に努める。教職員が協力して個に応じた援助を行うとともに、必要があれば関係機関と連携を図る。
- (3) 高齢者や障害のある人との交流、人権に関わる学習活動の公開、学校だよりやホームページでの発信、「人権意識振り返り表(保護者用)」「(「人権教育指導のために」に掲載)の活用等を通して、家庭、地域社会の人権意識を高めるよう働きかけ、一体となって人権教育を推進する。

## 参 考 資 料

○人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成19年度
○「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向け)	文部科学省	平成28年度
○部落差別の解消の推進に関する法律	法務省	平成28年度
○子ども虐待防止ハンドブック	富山県	令和元年度
○「改訂版 いじめ対応ハンドブック」	富山県教育委員会	令和2年度
○生徒指導提要	文部科学省	令和4年度
○人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～	学校教育における人権教育調査研究協力者会議	令和5年度
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	内閣府	令和6年度
○富山県人権教育・啓発に関する基本計画	富山県	令和6年度
○人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)	法務省	令和7年度
○人権教育・啓発白書	法務省・文部科学省	令和7年度
○人権教育推進のために	富山県教育委員会	令和7年度
○人権教育指導のために 第41集	富山県教育委員会	令和7年度

《人権意識チェック表（教師用）》

教師としての人権意識をチェックしましょう。

（「人権教育指導のために」第41集 富山県教育委員会）

番号	項 目	チェック
1	機会を捉え、「一人一人がかけがえのない存在であること」や「生命の大切さ」について語り、自覚させる場を設けている。	
2	一人一人に分け隔てなく、名前を呼んで挨拶をしたり言葉をかけたりしている。	
3	児童生徒の名前に「さん」を付けて呼ぶなど、丁寧な言葉遣いをしている。	
4	どの児童生徒も授業に参加し、よさが発揮できるように、一人一人の実態に応じた授業をしている。	
5	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた温かい態度で接している。	
6	不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識している。	
7	他の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意している。	
8	「いじめられる方にも問題がある」などと、被害者側にもいじめの発生原因があるような発言等をしていない。	
9	遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、名前をはり出したりしていない。	
10	「こんなこともできないのか」などと、児童生徒を傷付けるような言い方をしたり、行動をとったりしていない。	
11	みんなの前で叱責していない。	
12	「また…か」「いつも…だ」などと、児童生徒を固定的・断定的に見ていない。	
13	「男のくせに」とか「女らしく」などと、性別で差を付けたような言い方をしていない。	
14	「あの国籍の子は…」 「あのクラスの子は…」 などの偏った見方をしていない。	
15	「よい学級」「レベルの低い学年」などと、学級、学年に優劣を付けた言い方をしていない。	
16	「しっかり勉強しないと、よい高校に行けないし、よい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しを付けるような言い方をしていない。	
17	学校のホームページや個人で使用しているSNS等に、不用意に児童生徒の個人情報（氏名、住所、写真等）を掲載していない。	
18	連絡帳等を見開きで放置するなど個人情報資料を不用意に扱ったり、家族調査や面談等で知り得た情報を不用意に職場や地域で話したりしていない。	
19	児童生徒や保護者の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信や研究論文等に掲載したりしていない。	
20	教職員間で人権への配慮に欠けた言動に気付いたとき、互いに指摘し合うことができる。	

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

（人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） 法務省 令和7年度）

生命の尊さを自覚し、心身ともに健康で、安全な生活を送る幼児児童生徒を育てる。

1 生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる幼児児童生徒を育てる。  
一体力の向上

#### 運動の習慣化

- (1) 『とやま元気っ子育成ハンドブック』を参考にして、幼児児童生徒が進んで運動（遊び）に親しみ、心身を鍛えるための体力の向上の全体計画（「元気っ子育成計画」）を作成し、環境づくりを行う。
  - ア 地域や学校の実態及び幼児児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校としての具体的な目標を掲げる。
  - イ 保育や体育科、保健体育科の時間を核に、体育的行事、遊びの時間、業間・放課後の運動（遊び）、運動部活動等との関連を図り、定期的な運動の機会を設定して、適度な運動量を確保する。
  - ウ 新体力テスト等を計画的に実施し、児童生徒が自分の体力や運動能力を知り、学校生活はもとより、家庭や地域社会の日常生活においても、自発的、自主的に運動（遊び）やスポーツに取り組むことができるようにする。
- (2) 体育的諸活動を通して運動意欲と体力を高め、運動（遊び）やスポーツを生活の中に取り入れようとする態度を育てる。
  - ア 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校では、保育や体育科の時間に身に付けた技能や運動の仕方を体育的行事や始業前、業間の運動に積極的に取り入れるなど、運動の習慣化を図る。その際、目当てをもって運動に取り組むことができるよう、『楽しい運動遊びハンドブック』や Web アプリとやま元気っこチャレンジ（みんなでチャレンジ 3015）を活用する。
  - イ 小学校では、児童の運動意欲が向上するよう、学校や学級単位で競い合う「きときとチャレンジランキング」を活用する。
  - ウ 中学校では、保健体育科の時間と体育大会等の体育的行事との関連を図り、企画・運営に生徒の創意工夫を生かして、意欲的に取り組むことができるようにする。さらに、運動部活動等でも、トレーニングの具体的な目標をもたせ、体力の向上につなげるようにする。
  - エ 家族でスポーツに親しんだり、運動（遊び）に関する地域の行事に参加したりするなど、家庭や地域と連携した体力の向上への取組を推進する。その際、食事や規則正しい生活が体力の向上と関連していることを幼児児童生徒に理解させ、実践につながるようにする。
- (3) 体力の向上に関わる全体計画や実施方法等を定期的に見直し、改善する。
  - ア 幼児児童生徒が、運動（遊び）やスポーツに気軽に取り組むことができるよう、それぞれの発達段階に応じた運動（遊び）の場や器械・器具及び用具の設置状況を把握し、必要に応じて改善する。
  - イ 新体力テストの結果等を分析するとともに、結果を家庭に知らせ課題を共有する。それを基に、幼児児童生徒に適した運動（遊び）やスポーツを紹介したり、全体計画等を見直ししたりするなど、体力向上の取組の改善に生かす。

#### 参 考 資 料

○ <a href="#">みんなでチャレンジ 3015</a>	富山県教育委員会	令和 4 年度
○ <a href="#">富山県の体育・スポーツ</a>	富山県・富山県教育委員会	令和 7 年度
○ <a href="#">Web アプリとやま元気っこチャレンジ</a>	富山県教育委員会	令和 7 年度
○ <a href="#">きときとチャレンジランキング</a>	富山県教育委員会	令和 7 年度

※「みんなでチャレンジ 3015」「きときとチャレンジランキング」は、富山県教育委員会ホームページよりダウンロードできます。

2 自分の生活を見直し、健康な生活を営む能力や実践的な態度を育てる。  
—学校保健—

心身に関する健康相談

- (1) 生命の尊さと心身の健康について理解を深め、望ましい生き方を身に付けさせるために、保健主事が中心となって学校保健計画を作成し、指導体制づくりを行う。
- ア 学校（園）や幼児児童生徒の実態及び発達の段階や学習経験を踏まえ、学校（園）行事や体育科、保健体育科、学級活動における保健教育等を関連付ける。
- イ 集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導を計画的、組織的に行う。さらに、家庭と連携して、う歯、近視、生活習慣病等の予防と早期発見・早期治療に努め、幼児児童生徒が自らの健康管理ができるようにする。
- ウ 心身に関する健康相談が気軽にできる体制や環境づくりを工夫したり、授業中も含めて日常的な健康観察を行ったりすることにより、複数の目で幼児児童生徒の心身の状況を的確に把握する。その際、成育歴や生活環境等における個人差に十分配慮し、家庭及び関係機関と一層連携して、個に応じたきめ細かい指導・支援を行う。
- (2) 身近な生活における健康に関する知識を身に付け、自主的に健康な生活を実践する態度を育てる指導を工夫する。
- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題等が心身や社会に与える影響について、啓発パンフレットやDVD等の視聴覚教材を活用したり、必要に応じて医師等専門家を招いたりして、発達の段階に応じた指導をする。また、ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、誘惑から身を守り生命を大切にする指導を行う。
- イ 養護教諭等の専門性を生かし、教材・教具を用いた実験や実習等の指導方法を工夫したり、ティーム・ティーチングによる授業を行ったりする。
- ウ 児童生徒が自らの生活を改善し、望ましい生活習慣を身に付けるために、「とやまゲンキッズ作戦」を積極的に活用する。さらに、児童生徒による委員会活動と連動させることで、より効果的な実践につなげる。
- エ 健康な生活習慣に関わる情報提供や感染症対策（予防接種等）といった、地域において健康を保持増進するための様々な取組があることの理解を促す。
- (3) 学校保健計画や保健室経営計画等を定期的に見直し、幼児児童生徒の心身の健康の保持増進と指導の改善に努める。
- ア 健康診断の結果や健康相談等を基に、幼児児童生徒の変容を定期的に把握し、一人一人に応じた指導をする。
- イ 健康課題の整理・分析や学校三師及び家庭、地域等による評価を積極的に行うとともに、学校保健委員会による協議等も含め、学校の課題を明確にして学校保健活動の改善に生かす。

参 考 資 料

○教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成 20 年度
○みんなで進める学校での健康づくり—ヘルスプロモーションの考え方を生かして—	日本学校保健会	平成 21 年度
○学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—	文部科学省	平成 25 年度
○現代的健康課題を抱える子供たちへの支援—養護教諭の役割を中心として—	文部科学省	平成 28 年度
○改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成 30 年度
○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和 元年度
○学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	日本学校保健会	令和 元年度
○保健主事のための実務ハンドブック	日本学校保健会	令和 2 年度
○喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料	日本学校保健会	令和 2 年度
○学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—	日本学校保健会	令和 2 年度
○教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引	日本学校保健会	令和 3 年度
○令和 8 年度 学校保健・学校安全関係の手引	富山県教育委員会	令和 8 年度

3 食への理解を深め、望ましい食生活を実践する態度を育てる。  
一食に関する指導一

食に関する正しい知識  
望ましい食習慣

食物アレルギー等への対応

- (1) 食に関する指導に係る全体計画を作成し、教育活動全体を通して組織的・計画的な指導を行う。
  - ア 発達の段階や学習経験を踏まえ、給食の時間、特別活動、各教科等の関連を図った全体計画を作成する。その際、学校給食を「生きた教材」として積極的に活用する。
  - イ 指導体制を整備し、全教職員が連携・協働するとともに、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭等の専門性を生かした指導を計画に位置付ける。
- (2) 幼児児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して自らの健康管理ができるよう、指導を工夫する。
  - ア 児童生徒の実態を基に栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性等について指導し、自らの食習慣等を見直し、改善していくようにする。
  - イ 教職員と幼児児童生徒、幼児児童生徒相互の交流が深まるよう、楽しく和やかに食事ができる環境を工夫して、望ましい人間関係を形成する。
  - ウ 準備から後片付けまでの一連の指導を通して、食事のマナーを身に付けさせるとともに、手洗いや身支度、食器類の扱い方等、安全面や衛生面に留意して食事をする態度を育てる。その際、児童生徒による委員会活動と連動させ、より効果を高めるようにする。
  - エ 郷土料理や季節の献立、行事食を通して、郷土のよさや伝統的な食文化への理解を深める。また、「学校給食とやまの日」等における地場産食材を積極的に活用した献立を通して、自然の恵みや生産、食事づくりに携わる人々に感謝する心をもつことができるようにする。
  - オ 学習参観日に食に関する授業や講演会、給食試食会等を実施したり、その内容について情報提供したりするなど、積極的に家庭への啓発を行う。その際、毎日、栄養バランスのとれた朝食をとる習慣が身に付くよう、家庭の協力を得る。
  - カ 肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題を有する幼児児童生徒に対して、家庭と連携し、個別的な相談指導を行う。
- (3) 給食の時間の指導をはじめとした食に関する指導を見直し、改善する。
  - ア 幼児児童生徒による自己評価や相互評価を実施し、自らの食生活を振り返り、改善に役立てることができるようにする。
  - イ 給食の時間における手洗いや準備、食事のマナーや後片付け等の日常活動を点検し、実態に応じた指導を行う。
  - ウ 家庭や地域等による評価を取り入れ、指導体制や指導方法の改善に生かす。

参 考 資 料

○学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省	平成 26 年度
○食育基本法	農林水産省	平成 27 年度
○学校における食物アレルギー対応指針 富山県版	富山県教育委員会	平成 28 年度
○栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA～	文部科学省	平成 28 年度
○食に関する指導の手引 第二次改訂版	文部科学省	平成 30 年度
○第 4 次食育推進基本計画	農林水産省	令和 2 年度
○第 3 期富山県教育振興基本計画	富山県教育委員会	令和 3 年度
○第 4 期富山県食育推進計画	富山県	令和 3 年度
○令和 7 年度 食に関する指導実践事例集	富山県教育委員会	令和 7 年度
○令和 8 年度 学校給食関係の手引	富山県教育委員会	令和 7 年度

4 自ら安全に行動する能力や態度を育てるとともに、安全な環境づくりに努める。  
—学校安全—

実効性のある危機管理マニュアル

- (1) 学校安全計画と安全体制の整備を行い、教育活動全体における安全教育を組織的に行う。
  - ア 安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、各教科等の安全に関する内容と関連付けた指導計画を作成する。
  - イ 学級活動や学校行事等を中心に安全指導に関する内容を充実させる。指導の効果が高まるよう、地域における行事との関連にも配慮する。
  - ウ 学校安全に関する校（園）内体制を整備し、日常的に安全点検が行われるようにする。その際、事故の要因となる学校環境や幼児児童生徒の危険な行動を早期に発見して危険を除去するよう、家庭、地域、関係機関との協力体制を確立する。
  - エ 不審者、野生動物（熊、猪、猿等）、自然災害への対応等、万一の事故発生に備えて、実効性のある危機管理マニュアルを作成する。その際、地域や関係機関との連携を考慮するとともに、幼児児童生徒の心のケアについても配慮する。
- (2) 日常生活の安全について関心をもち、身近に起きる危険を予測・判断し、安全に行動する能力や態度を育てる指導を行う。
  - ア 防災教育教材を活用して、防災に関する知識を身に付けさせる。さらに、在校時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた訓練を通して状況に応じた緊急時の対処法を身に付けさせ、的確な判断と冷静で安全な行動ができるようにする。
  - イ 施設・遊具の使い方等の日常場面での具体的な指導や応急手当の実習、誘拐や傷害等の犯罪から身を守るためのロールプレイング等の実践的な活動を取り入れる。
  - ウ 登下校時や帰宅後の交通環境を把握し、道路の横断時や自転車利用時等の交通ルールについて実践を通して指導する。
  - エ 幼児児童生徒等が作成した地域安全マップを活用するなどして、通学路をはじめ地域の危険要注意箇所を点検する。
  - オ 学校安全パトロール隊やスクールガード・リーダー、「こども110番の家」等、地域の関係機関と連携しながら、登下校時の安全指導を徹底する。
  - カ 安全に関する情報を、保護者や地域関係者と共有できるよう、メール配信等を活用する。
- (3) 学校安全計画の取組状況等を多面的に評価し、安全教育の改善を図る。
  - ア 安全点検の観点や方法、事後措置の状況等を常に見直して改善に努める。事故発生の要因を分析するとともに幼児児童生徒が安全に行動しているかの的確に把握して評価し、以後の事故防止に役立てる。
  - イ 家庭や地域等による評価を取り入れ、安全管理や安全指導、教職員研修の改善に生かす。家庭や地域等による評価を取り入れ、指導体制や指導方法の改善に生かす。

参 考 資 料

○子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—	文部科学省	平成22年度
○「生きる力」を育む防災教育の展開	文部科学省	平成24年度
○学校の危機管理マニュアル作成の手引き	文部科学省	平成29年度
○「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成30年度
○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	文部科学省	令和3年度
○学校における安全点検要領	文部科学省	令和6年度
○学校事故対応に関する指針〔改訂版〕	文部科学省	令和6年度
○令和8年度 学校保健・学校安全関係の手引	富山県教育委員会	令和8年度

# キャリア教育

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を身に付けた児童生徒を育てる。

## 1 児童生徒の発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を推進する指導計画を作成する。

基礎的・汎用的能力

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育を計画的、継続的に行うために、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、全教員が共通の認識に立って指導計画を作成する。
- (2) 基礎的・汎用的能力を育てる視点から指導計画を作成する。
  - ア 小・中・高等学校間の連続性や一貫性という視点からキャリア教育の重点や方針を明らかにし、全体計画を作成する。作成に当たっては、児童生徒の現状から課題を明確にし、目指すべき児童生徒の姿を設定する。
  - イ 仕事や環境への関心・意欲を高め、夢や希望、憧れをもつことができるよう、社会見学、勤労体験、奉仕的活動等の体験活動や各教科等の特質を生かした学習を計画する。

## 2 児童生徒が、基礎的・汎用的能力を身に付けることができる指導を工夫する。

キャリア発達

- (1) 特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、基礎的・汎用的能力を育成し、一人一人の児童生徒のキャリア発達を促すよう、指導・支援する。
  - ア 一人一人が将来の生き方に対する意欲を高め、自己をよりよく生かす方法を探し求めることができるよう、アンケートや適性検査等を活用し、興味・関心、能力・適性等について自己理解を深める指導を行う。
  - イ 児童生徒が自らの進路や生き方について深く考えることができるよう、職場体験活動や社会人講話等の機会を取り入れる。
  - ウ 中学校では、生徒が適切な進路選択をすることができるよう、上級学校との連携による体験入学や卒業生の話を聞く機会を活用したり、職業や志望校について調べる活動を取り入れたりする。
- (2) 学級全体で分担する当番活動や係活動、学校内外でのボランティア活動等、日常の活動の積み重ねを通して、働くことの大切さや意義を理解させることで、望ましい勤労観・職業観を育てる。

## 3 保護者や地域と連携・協力し、啓発的な体験活動を推進する。

- (1) キャリア教育について保護者や地域の理解を深め、連携・協力して児童生徒のキャリア発達を促す。
  - ア 学校のキャリア教育の方針や指導内容を、保護者や幅広い地域住民等と共有し、児童生徒の育成を図る。
  - イ 児童生徒の生き方や進路について、本人と保護者で十分な話し合いがもたれるよう、継続的な働きかけを行う。
- (2) キャリア発達を促す啓発的な体験活動を推進する。
  - ア 啓発的な体験活動を児童生徒の発達の段階に応じて系統的、発展的に全体計画に位置付ける。また、活動の意義やねらいについての理解が深まるよう、事前・事後の学習を充実させる。
  - イ 職場体験活動や勤労生産・奉仕的な活動等における地域の人々や働く人々との関わりを通して、コミュニケーション能力等を育成するとともに、児童生徒が自らの生き方を考えることができるようにする。
  - ウ 中学校第2学年の「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を保護者や地域の人々と協力して進め、生徒が日々の学校生活と将来の生き方を結び付けて考えることができるようにする。

4 一人一人に応じた進路相談を進める。

- (1) 一人一人の興味・関心、能力・適性等を見取り、個別相談や保護者を交えた三者による相談等の機会を計画的、継続的に確保するよう努める。
- (2) 自らのよさを生かした生き方を考え行動する態度や能力が育つよう、ガイダンスの機能の充実を図る。
- (3) 進路に関する調査の結果や進路相談の記録等を個人ファイル等に累積し、確かな生徒理解に基づいた個別指導を行う。

5 児童生徒のキャリア発達を多面的に捉える評価を工夫し、指導に生かす。

キャリア・パスポート

- (1) 一人一人の児童生徒の成長や変容を多面的に評価するために、アンケートや各活動における自己評価・相互評価、観察や面接・面談等の多様な評価を工夫する。
- (2) 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるよう、「キャリア・パスポート」等を活用する。その際、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒一人一人の成長を促すようにする。
- (3) 保護者や地域の人々等と連携・協力し、児童生徒の活動の様子や変容を多面的に捉え、体験活動の進め方や教師の関わり方についての評価を事後に生かす。

キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する前提の内容とし、学年、校種を越えて持ち上がることができるものとする。

(「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度  
「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成)

キャリア教育

1 キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育である。(「小・中学校学習指導要領解説 総則編」 文部科学省 平成29年度)

2 キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。

3 キャリア発達とは

社会の中で自己の立場に応じた役割を果たしながら、自分らしい生き方を展望し、実現していく過程を「キャリア発達」という。

4 基礎的・汎用的能力

●人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

●自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

●課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

●キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

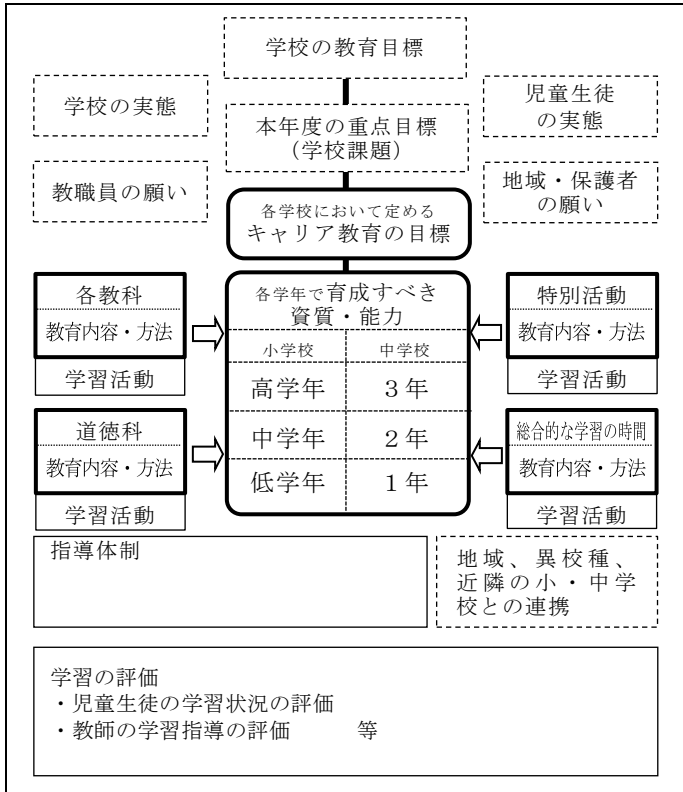
(「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度  
「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成)

### 1 小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達

	小学生	中学生	高校生	
就学前（自発的・主体的な活動） 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	進路の探索・選択にかかわる基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選択の時期	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期	大学・専門学校・社会人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級・学校生活及び社会生活の中での自らの役割の理解</li> <li>働くことや学ぶことの意義の理解</li> <li>興味・関心の幅の拡大</li> <li>自己及び他者への積極的関心の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肯定的自己理解と自己有用感の獲得</li> <li>興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成</li> <li>進路計画の立案と暫定的選択</li> <li>生き方や進路に関する現実的探索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己理解の深化と自己受容</li> <li>選択基準としての勤労観・職業観の確立</li> <li>将来設計の立案と社会的移行の準備</li> <li>進路の現実の吟味と試行的参加</li> </ul>	

「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度  
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

### 2 キャリア教育の全体計画書式例

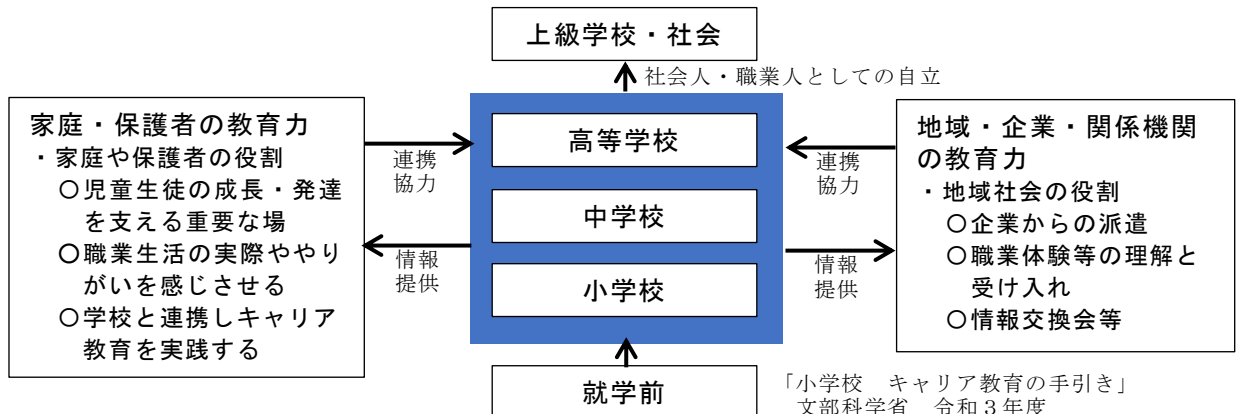


「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成23年度、令和3年度  
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

#### 全体計画に盛り込む項目

- ① 必須の要件として詳細に記すもの
  - ・各学校において定める目標
  - ・育成すべき資質・能力
  - ・教育内容・方法
  - ・各教科・科目等との関連
- ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
  - ・学習活動
  - ・指導体制
  - ・学習の評価
- ③ その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの
  - ・教育目標
  - ・年度の重点
  - ・地域の実態
  - ・学校の実態
  - ・児童生徒の実態
  - ・保護者の願い
  - ・地域の願い
  - ・教職員の願い
  - ・地域との連携
  - ・異校種、近隣の小・中学校との連携 等

### 3 学校、家庭、地域の連携・協働



「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和3年度  
 「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 令和4年度 を参考に作成

#### 4 キャリア教育アンケートの一例（小学校高学年・中学校）

以下のアンケートを児童生徒の基礎的・汎用的能力の実態を捉える基礎的な資料の一つとして活用することができる。

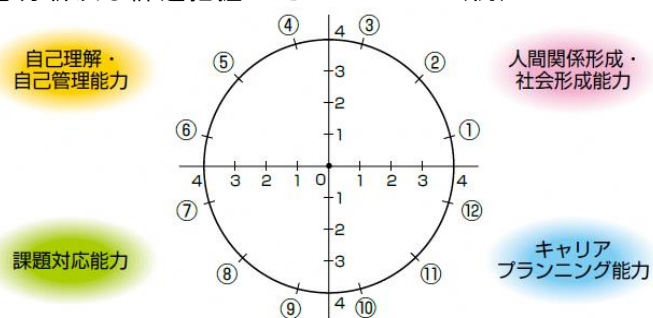
◇これはテストではありません。あなたの日常生活（授業中や放課後、家庭での生活等全般を含みます）の様子を振り返って、当てはまる番号に○を付けてください。  
4：いつもしている 3：時々している 2：あまりしていない 1：ほとんどしていない

①	友達や家の人の意見を聞くとき、その人の考えや気持ちを受け止めようとしていますか。	4	3	2	1
②	相手が理解しやすいように工夫しながら、自分の考えや気持ちを伝えようとしていますか。	4	3	2	1
③	自分から役割や仕事を見付けたり、分担したりしながら、周囲と力を合わせて行動しようとしていますか。	4	3	2	1
④	自分の興味や関心、長所や短所等について、把握しようとしていますか。	4	3	2	1
⑤	気持ちが沈んでいるときや、あまりやる気が起きない物事に対するときでも、自分がすべきことには取り組もうとしていますか。	4	3	2	1
⑥	不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしていますか。	4	3	2	1
⑦	分からないことやもっと知りたいことがあるとき、自分から進んで資料や情報を収集したり、誰かに質問をしたりしていますか。	4	3	2	1
⑧	何か問題が起きたとき、次に同じような問題が起こらないようにするために、何をすればよいか考えていますか。	4	3	2	1
⑨	何かをするとき、見通しをもって計画的に進めたり、そのやり方等について改善を図ったりしていますか。	4	3	2	1
⑩	学ぶことや働くことの意義について考えたり、今学校で学んでいることと自分の将来とのつながりを考えたりしていますか。	4	3	2	1
⑪	自分の将来について具体的な目標を立て、その実現のための方法について考えていますか。	4	3	2	1
⑫	自分の将来の目標に向かって努力したり、生活や勉強の仕方を工夫したりしていますか。	4	3	2	1

#### 【基礎的・汎用的能力と『キャリア教育アンケートの一例』との対応関係】

基礎的・汎用的能力	各能力における要素	アンケート項目番号	基礎的・汎用的能力	各能力における要素	アンケート項目番号
人間関係形成・社会形成能力	他者の個性を理解する力	①	課題対応能力	情報の理解・選択・処理等	⑦
	他者に働きかける力	②		本質の理解	⑧
	コミュニケーションスキル	②		原因の追究	⑧
	チームワーク	③		課題発見	⑧
	リーダーシップ	③		計画立案	⑨
自己理解・自己管理能力	自己の役割の理解	④	キャリアプランニング能力	実行力	⑨
	自己の動機付け	④		評価・改善	⑨
	忍耐力	⑤		学ぶこと・働くことの意義や役割の理解	⑩
	ストレスマネジメント	⑤		多様性の理解	⑩
	主体的行動	⑥		将来設計	⑪
	前向きに考える力	⑥		選択	⑪
			行動・改善	⑫	

#### 【各学校で育成したい基礎的・汎用的能力の設定】 実態分析及び課題把握のためのシート（例）



※ 身に付けさせたい力である、基礎的・汎用的能力について具体的かつ焦点化して目標を設定することが大切である。

「小学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成 23 年度  
「中学校 キャリア教育の手引き」 文部科学省 平成 22 年度 を参考に作成

#### 参 考 資 料

○小学校 キャリア教育の手 引き 文部科学省 令和 3 年度	○中学校・高等学校 キャリア教育の手 引き 文部科学省 令和 4 年度	○「キャリア・パス ポート」例示資料 について 文部科学省 平成30年度	○進路指導・ キャリア教育の更なる 充実のための実践 に役立つ資料 国立教育政策研究所
○富山県キャリア教育 資料「キャリア・パス サポートのすすめ」 富山県教育委員会 令和元年度	○「社会に学ぶ『14歳の 挑戦』」パンフレット 富山県教育委員会 令和 7 年度	○とやまの中学生ライ フプラン 自分の「未来」を描 こうー魅力あふれる とやまー 富山県教育委員会 令和 2 年度	○とやまの小学生ラ イフプラン 今の自分・これか らの自分 富山県教育委員会 令和 2 年度

## 福祉教育

(幼・小・中学校共通)

触れ合いを通して、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする幼児児童生徒を育てる。

### 1 教育活動全体において、福祉教育の趣旨を生かした指導計画を作成する。

- (1) 地域や学校(園)及び幼児児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、福祉についての知識、思いやりの心、実行していく力等を育成する指導計画を作成する。
- (2) 福祉教育の視点から、各教科等の関連を図り、福祉に関わる学習内容や活動をそれぞれの指導計画に位置付ける。

### 2 共に支え合い、喜び合える豊かな心や実践的な態度を育てる教育活動を展開する。

- (1) 教育活動全体において、幼児児童生徒が互いに他の立場や心情を思いやり、進んで人の役に立とうとする心と態度を育てる。
- (2) 各教科等においては、福祉への関心や理解を深めるために、各教科等の特性を生かした活動内容や方法を工夫し、社会的連帯への意欲や助け合いの精神を養う。
- (3) 「特別の教科 道徳」においては、相手の立場を思いやる心を育み、公共の精神を養う。
- (4) 特別活動においては、異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々等との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びが得られるようにする。
- (5) 総合的な学習の時間において、福祉に関する課題について学習する場合、福祉に関する調査・研究活動や社会福祉施設の訪問、福祉体験活動等、幅広い活動を取り入れる。また、幼児児童生徒がよりよい自分の生き方について考える場を設け、実践的な態度を育てる。

### 3 心の触れ合いを深める、地域に根ざした体験的な活動を推進する。

地域社会との連携及び協働

- (1) 幼児児童生徒が共に生きる喜びや社会に貢献する喜びを味わうことができるよう、地域の人々との交流活動や地域清掃等の体験活動を、地域社会と連携及び協働を深めながら継続的に行う。
- (2) 体験活動を実施する際には、福祉教育の目標を踏まえて、発達の段階に応じ、内容や方法を工夫する。また、活動の対象となる人々や保護者、関係機関との連携を密にし、共通理解を図って取り組む。

## 参 考 資 料

○地域との連携によりはぐくむ ともに生きる力	社会福祉法人全国社会福祉協議会	平成25年度
○新福祉教育実践ハンドブック	社会福祉法人全国社会福祉協議会	平成26年度
○障害者差別解消法広報用リーフレット	内閣府	平成28年度
○「障害のある人の人権を尊重し、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」チラシ	富山県障害福祉課	平成29年度
○思いやりのためのブックレット「すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するために」	富山県障害福祉課	令和7年度
○障害者理解のための中学生向けブックレット「障害のある人もない人もみんなが安心して暮らせる富山県にするために」	富山県障害福祉課	令和7年度

## 国際教育

(幼・小・中学校共通)

自他の文化を尊重し、グローバル化に主体的に対応できる幼児児童生徒を育てる。

### 1 国際教育のねらいを明確にし、指導計画を作成する。

多様性の受容  
共生

- (1) 「異なるものや異なることへの理解」「多様性の受容」「共生」等の視点から指導計画を作成する。
- (2) 指導計画を作成する際は、各教科等との関連を図る。
  - ア 互いの違いを受容し、相互理解することを通して自己の確立を図り、共に生きようとする態度を育てる。
  - イ 学校（園）や地域及び幼児児童生徒の実態を踏まえ、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題を身近な課題として学習できるように、体験的な学習や交流活動等を計画的に位置付ける。

### 2 国際的視野に立って、共に生きようとする実践的態度が育つ教育活動の充実を図る。

- (1) 学習のねらいや内容に関連する複数の教科等を有機的に結び付けることにより、国際理解への関心を高めるようにする。
- (2) 相互理解をより深めるために、言葉や身体表現を通して、自分の意見を積極的に伝えるときも、相手の主張を受け止め、互いの考えを理解し合えるようにする。その際、インタビューやグループディスカッション、ディベート等のコミュニケーション活動を工夫する。
- (3) 学校（園）生活のあらゆる場面で、多様な文化、習慣、ものの見方・考え方を認め、自他共に尊重し、他者と協働しながら取り組む活動を工夫する。
  - ア 地域の伝統や文化を大切にしようとする心を育むことができるよう、地域に根ざした体験活動や問題解決的な学習を取り入れる。
  - イ 新聞、テレビ、インターネット等の活用やALT、国際交流員、地域の海外生活経験者等との交流を推進する。また、帰国・外国人幼児児童生徒の体験を生かす場等を工夫する。
  - ウ 幼稚園・保育所・認定こども園では、遊びの中に世界各国の国旗や写真等を利用して様々な国に関心をもつことができるよう、環境の構成を工夫する。

### 3 学習環境の整備や研修の充実を図り、国際教育の推進に努める。

- (1) 教師自らがALTや地域在住の外国人とのコミュニケーションを深めることで、国際化の進展に対応できる資質や能力を高める。
- (2) 国際理解を深める観点から、地域在住の外国人や海外生活経験者等に教育ボランティアとして協力を依頼したり、地域や学校（園）の実態、幼児児童生徒の発達の段階に応じた教材・教具の開発や活用に努めたりする。
- (3) 外国の生活や文化を身近に感じ、尊重する態度が身に付くよう、世界の言葉や料理、幼児児童生徒の作品等を紹介するコーナーを設置するなど、学習環境を整備する。

## 参 考 資 料

○キッズ外務省 ～地球に生きる君たちへ～

○国際理解教育実践事例集（中学校・高等学校編）

○国際理解教育実践事例集（小学校編）

外務省

文部科学省 平成20年度

文部科学省 平成25年度

文化や生活習慣の違いを認め合い、共に学び共に生きる幼児児童生徒を育てる。

1 帰国・外国人幼児児童生徒が、学校（園）生活を円滑に営み、その経験を生かすことができる指導計画を作成する。

特別の教育課程

個別の指導計画

通級による日本語指導

- (1) 校（園）務分掌に帰国・外国人幼児児童生徒に関する教育を明確に位置付け、全教職員の理解を深めるとともに、協力して取り組むことができるよう、全校（園）的な指導体制を整える。
- (2) 指導計画は、当該幼児児童生徒の実態を捉えて作成する。
  - ア 保護者を交えた調査や面談を行い、生活歴や教育歴、在留国や母国に関する情報、家庭の教育方針や将来への希望等を的確に把握する。
  - イ 日本語指導が必要な児童生徒には、「特別の教育課程」による配慮した指導を行う。日本語の能力や生活・学習の状況等の多面的な把握に基づき、「個別の指導計画」を作成し、意図的、計画的な指導を行う。
  - ウ 当該児童生徒や学校の実態に応じて、通級による日本語指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導等を工夫して行う。
  - エ 外国における生活経験を集団の中で生かすことができるような活動を取り入れる。

2 当該幼児児童生徒のよさや特性を認め、共に学ぶことができるような指導を工夫する。

多文化共生

- (1) 当該幼児児童生徒を共感的に理解するとともに、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が互いの違いを認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする多文化共生の心を育てる。
- (2) 言葉の問題とともに生活習慣の違い等による不適応が生じる場合もあるため、当該幼児児童生徒を取り巻く人間関係が好ましいものになるよう、学級経営等において配慮する。
- (3) 日本語や既習内容の習得状況を踏まえ、一人一人に応じたきめ細かな指導を計画的に進める。その際、日常的な日本語の会話はできていても、学習に必要な日本語の能力が十分でない場合もあることに留意する。
- (4) 特に、当該幼児児童生徒には、日常の生活習慣や行動のルールを身に付ける過程で、生活に必要な日本語を繰り返し使うようにする。その際、母国の生活習慣や母語の尊重にも配慮する。
- (5) 様々な教育活動において、当該幼児児童生徒の特性を生かすとともに、互いの文化や言語、生活習慣等について学び合う相互啓発の場を設定する。

3 多文化共生の視点をもち、家庭や地域との連携を図る。

- (1) 当該幼児児童生徒の保護者と密に連絡を取り合い、信頼関係を築くようにする。外国人保護者には、文化・習慣の違いや日本語の能力に配慮しながら対応する。
- (2) 外国語を話すことができる地域の人々の協力を得たり、地域の行事への積極的な参加を促したりするなど、当該幼児児童生徒やその保護者が交流の輪を広げ、温かい人間関係を築くことができるようにする。

## 1 外国人児童生徒等の実態の把握

一人一人の児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、児童生徒の言葉の力を的確に評価した上で、指導目標や指導内容を決定する必要がある。

### 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド（文部科学省）

【「ことばの力のものさし」とは】

- ・多文化多言語の児童生徒の言葉の力を捉えるための評価の枠組み

【特徴】

- ・一人ですることだけでなく、支援を得て発揮できる言葉の力を評価することができる。
- ・日本語と母語のうち、より高い方の力を捉えることで、児童生徒が最大限にできることを見極める。

【評価から指導・支援へ】

- ・学校や家庭等で、児童生徒の普段の生活や学習の様子を、観察しながら活用する。
- ・児童生徒の強みを生かしながら、目標を決め、学習・指導計画を考える。



### 文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA（文部科学省）

【DLAとは】

- ・多文化多言語の児童生徒が、自分自身もっている全ての言葉を使って「何ができるか」ということ、また、「一人ですること」だけではなく、「支援を得てできること」を、対話を通して把握することを目的としたアセスメントツール

【特徴】

- ・児童生徒がどのように学んでいるか、その学びはどのような支援があれば促進されるのか、どうすれば学習意欲を喚起できるのかなどを、様々な支援を与えながら、一対一で対話を行うことによって捉える。

【構造】

- ・〈はじめの一步〉と〈聞く・話す〉〈読む〉から構成
- ・〈はじめの一步〉は5分程度、〈聞く・話す〉は10分～15分程度、〈読む〉は10分～25分程度、全て実施したとしても1コマ（45分）以内で実施可能



## 2 外国人児童生徒教育の手引

外国人児童生徒教育の一層の充実を図るために、富山県教育委員会が毎年作成している手引（No. 1～29は県内全ての小・中学校に配布、No. 28～31は富山県教員応援サイトに掲載）

題名	概要	作成年度
No. 29	<a href="#">日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等の受入れ</a>	令和5年度
No. 30	<a href="#">児童生徒の実態に合わせた日本語指導</a>	令和6年度
No. 31	<a href="#">多文化多言語の児童生徒のことばの力の評価と指導・支援</a>	令和7年度

※「特別の教育課程編成・実施計画」と「個別の指導計画」の作成については、「富山県教員応援サイト 指導に役立つ資料ページ 外国人児童生徒教育」を参照する。

### 参 考 資 料

○ <a href="#">外国人児童生徒教育の手引</a>	富山県教育委員会	平成6～令和7年度
○外国人児童生徒教育 研修マニュアル	文部科学省	平成25年度
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）	文部科学省	平成25年度
○外国人児童生徒のための就学ガイドブック（8か国語）	文部科学省	平成27年度
○外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）	文部科学省	平成30年度
○不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知）	文部科学省	平成30年度
○ <a href="#">文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド</a>	文部科学省	令和7年度
○ <a href="#">文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA</a>	文部科学省	令和7年度
○ <a href="#">外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」</a>	文部科学省	
○ <a href="#">在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ「CLARINETへようこそ」</a>	文部科学省	
※「特別の教育課程」を編成する場合の指導計画・実施報告の様式例・記入例		
※「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式」		
※外国人児童生徒教育に関する資料等「富山県教員応援サイト 指導に役立つ資料ページ 外国人児童生徒教育」		

# 情報教育

情報及び情報手段(情報技術)を適切かつ効果的に活用できる児童生徒を育てる。

## 1 情報活用能力を育成する指導計画を作成する。

情報活用能力

- (1) 意図的、計画的に情報活用能力を育成するために、児童生徒の発達段階や実態を考慮し、各教科等の特質を生かして、教科等横断的な視点に立って教育課程の編成を図る。
- (2) 小学校では、情報手段に慣れ親しませることから始め、必要な程度の速さでキーボード等による文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧等、ICTの基本的な操作を確実に身に付け、適切に活用する学習活動の充実を図る。中学校では、情報技術を、問題解決・探究において、更に主体的に活用する学習活動の充実を図るよう、指導計画を工夫する。

## 2 各教科等において情報活用能力を育成する指導を工夫する。

情報モラル

- (1) 端末を活用して、興味・関心を高める、課題を明確につかむ、学習内容を的確にまとめる、互いの意見・考え方・作品等を比較検討するなど、児童生徒が教科の学びを深めることができるよう、学習活動の充実を図る。
- (2) 課題を解決するために、効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する活動、文章を編集したり図表を作成したりする活動、調べたものをまとめたり発表したりする活動等の体験を通して、情報や情報手段を適切に活用する能力や態度を身に付けることができるようにする。
- (3) 情報を収集する際には、インターネットに加えて、各種の統計資料や図書、新聞等、視聴覚教材や教育機器等の様々な情報手段の中から適した手段が選べるように配慮し、情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る。
- (4) 情報検索、文書作成、コミュニケーションの手段として、コンピュータやインターネット等の機能を活用できるようにする。その際、有害情報を識別・選択・判断できるように指導する。
- (5) 小学校では、各教科等の内容を指導する際に、プログラミングを学習活動に取り入れることで、各教科等の学びも充実していくよう指導する。そのために、児童自らが意図する動きを実現させるために試行錯誤する場面を設定するなど、指導を工夫する。
- (6) 情報モラルについては、SNS等の情報メディアが児童生徒にも急速に普及する中で、情報ネットワーク上のルールやマナーの遵守、知的財産権や個人情報の保護、人権に関する配慮及びスマートフォンの利用の仕方等の問題も含め、具体的な場面に即して繰り返し指導する。

## 3 校内組織の整備及び研修の充実、家庭や地域との連携を図る。

- (1) 実践事例の収集や教材の開発等、学校内の情報環境を整え、全ての教員のICT活用指導力が向上するよう、校内組織を整備し、研修を推進するとともに、研修の成果を共有する。
- (2) 児童生徒の実態に関する最新の情報を踏まえた上で、情報モラルやID・パスワード等の個人認証、暗号化等情報セキュリティについて全教職員で共通理解を図り、指導に生かす。
- (3) 児童生徒の個人情報を読み取られたり、流出したりしないよう、校内の情報管理を徹底する。
- (4) 情報社会の危険性や学校での取組について、学校だよりや保護者会等で積極的に情報を提供し、家庭や地域と連携する。また、端末を家庭に持ち帰る際のルールを明確に作成し、教職員・保護者・児童生徒が共有する。

## 参 考 資 料

- 小学校プログラミング教育の手引(第三版) 文部科学省 令和元年度
- 教育の情報化に関する手引(追補版) 文部科学省 令和2年度
- GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について 文部科学省 令和2年度
- 富山(富山大学・富山県・富山市)ICT・DS教育支援事業

### 富山県教員応援サイト

・富山県教員応援サイト内、「ICT・デジタル教科書の活用」に、「ICTの活用アイデア例」「学習者用デジタル教科書活用事例」「ICT活用関連サイト」を紹介 ※「ICT活用関連サイト」に以下のHPを紹介



- 【文部科学省】 ○StuDX Style ○デジタル教科書 実践事例集 ○教育の情報化の推進  
○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料、解説動画  
○情報モラル教育ポータルサイト
- 【独立行政法人教職員支援機構】 ○オンライン講座
- 【その他】 ○教科書著作権協会 JACTEX ○とやまデジタル映像ライブラリー  
○(一社)日本教育情報化振興会 JAPET&CEC



## 環境教育 (幼・小・中学校共通)

環境に対する豊かな感受性を持ち、身近な環境に働きかける幼児児童生徒を育てる。

### 1 身近な環境に働きかける態度を育てる指導計画を作成する。

持続可能な社会の構築

- (1) 地域や学校(園)の実態及び幼児児童生徒の発達の段階に応じて体験的な活動や問題解決的な学習を効果的に位置付け、持続可能な社会の構築に向けて、身近な環境に主体的に働きかける態度を育てる指導計画を作成する。
- (2) 教科等のねらいを踏まえ、環境教育の指導計画の中に「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を具体的に位置付ける。その際、教科等の相互の関連や「いのちの教育」との関連を図る。
- (3) 家庭や地域社会との連携及び協働について具体的に位置付け、学校で学んだことを生活に生かし、地域の環境保全活動等に取り組もうとする実践的な態度の育成を図る。

### 2 発達の段階に応じ、家庭や地域社会と共に環境教育を展開する。

- (1) 幼児児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、環境について一人一人が身の回りのできることから主体的に取り組む態度や能力を育成する。
  - ア 幼稚園の段階では、自然に触れながら楽しく遊ぶ場を設定して、自然に親しみ自然を感じる心や、身近な環境を自らの生活や遊びに取り入れていく力を育てる。
  - イ 小学校の段階では、動植物の飼育栽培活動や自然観察、調査活動等の体験的な学習の場を設定して、身近な環境に興味・関心をもち、自ら関わろうとする態度や環境の保護・保全に寄与しようとする態度を育てる。
  - ウ 中学校の段階では、地球規模で環境問題を考えたり、環境保全に実践的に取り組んだりする場を設定して、環境に主体的に関わり、よりよい生き方を目指そうとする態度を育てる。
- (2) 学校(園)で実施している環境教育のねらいと活動内容を共有し、校種間の連続性に配慮して指導する。
- (3) 環境教育では、次の三つの視点をもって内容及び活動を工夫する。
  - ア 環境から学ぶ  
豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性を育成する。
  - イ 環境について学ぶ  
環境や自然と人間との関わり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式との関わり等、環境に対する見方や考え方を育成する。
  - ウ 環境のために学ぶ  
環境保全や環境の創造等の活動を通して、環境に働きかける実践力を育成する。
- (4) 外部人材等の協力を得て、児童生徒が家庭や地域の環境保全に対する取組を調べたり指導を受けたりしたことを生活に生かすようにする。

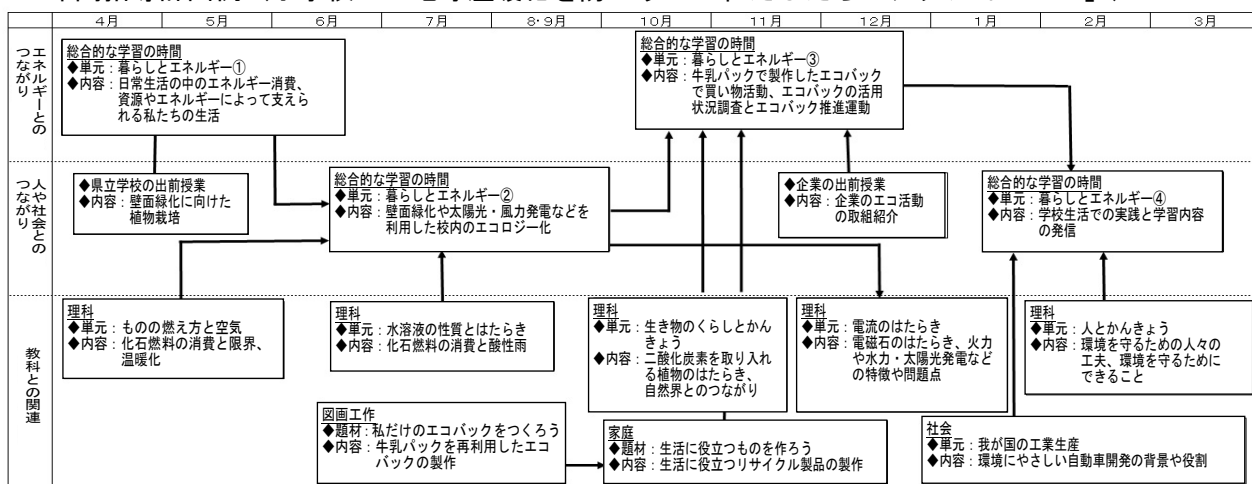
### 3 身近な環境に働きかけようとする態度が育つ評価を工夫する。

- (1) 活動が位置付けられている各教科等における評価の観点と、環境教育のねらいや身に付けさせたい能力及び態度との関係を十分検討し、評価規準を設定する。
- (2) 身近な自然や社会の事物・事象を感じ取り、その保全に取り組む幼児児童生徒の実践力を高めるために、環境に対する関心、理解及び態度等のわずかな変容も認め励ますなど、指導と評価の一体化を図る。

1 発達の段階を考慮した環境教育に関わる内容及び活動例

	幼稚園	小学校	中学校
環境から学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さ等に気付く。</li> <li>自然等の身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然との関わりへの関心 (生活)</li> <li>気持ちのよい挨拶 (特別活動)</li> <li>広げよう美しい街 (総合的な学習の時間)</li> <li>地域の自然のよさ (総合的な学習の時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活の充実や改善向上を図る環境の保全や美化のための活動 (特別活動)</li> <li>環境の見直しと街のよさの再発見 (総合的な学習の時間)</li> </ul>
環境について学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の中で様々なものに触れ、その性質や仕組みに興味・関心をもつ。</li> <li>季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題をテーマにした文章 (国語、外国語)</li> <li>飲料水等の確保や廃棄物の処理 (社会)</li> <li>生物と環境の関わり (理科)</li> <li>地域への愛着 (生活)</li> <li>健康のための生活環境の整備 (体育)</li> <li>環境に配慮した生活の工夫 (家庭)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題をテーマにした文章 (国語、外国語)</li> <li>地球環境、資源・エネルギーに関する課題 (社会)</li> <li>自然環境の保全 (理科)</li> <li>健康と環境 (保健体育)</li> <li>環境とエネルギーの関係 (技術・家庭)</li> </ul>
環境のために学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な自然との触れ合い (生活)</li> <li>ボランティア活動、リサイクル活動 (特別活動)</li> <li>環境にやさしい商品 (総合的な学習の時間)</li> <li>自然の偉大さと自然環境の大切さ (特別の教科 道徳)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な社会の構築 (技術・家庭)</li> <li>ボランティア活動の意義の理解 (特別活動)</li> <li>自然体験やボランティア活動等の社会体験 (総合的な学習の時間)</li> <li>自然の崇高さと自然環境の大切さ (特別の教科 道徳)</li> </ul>

2 年間指導計画例 (小学校 「地球温暖化を防ごう わたしたちのアクション！」)



(「環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編]」国立教育政策研究所)

3 持続可能な開発のための教育 (ESD) と環境教育

ESDは、持続可能な社会の創り手を育む教育であり、2015年に採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」を実現するために、貧困、飢餓、エネルギー、気候変動等の課題の解決に向けて主体的に考える力を育むことが期待される。環境教育に、ESDの視点 (環境の保全、経済の開発、社会の発展) を取り入れ、SDGsを自分の生活に関係していることと意識付けることで、学校教育と社会教育の融合を図ることができる。そして、身近なところから行動を開始し、学びを実生活や社会の変容へとつなげることで、生涯学習へとつながる豊かな環境教育を構築することができる。

参考資料

- 環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編] 国立教育政策研究所 平成26年度
- 環境教育指導資料 [中学校編] 国立教育政策研究所 平成28年度
- 持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引 文部科学省 令和3年度
- 我が国における「持続可能な開発のための教育 (ESD)」に関する実施計画 (第2期ESD国内実施計画) 関係省庁連絡会議 令和3年度
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs 環境省
- 環境教育に役立つ情報サイト 環境学習Station 環境省
- 【分野別案内】環境教育 富山県
- 持続可能な世界への第一歩SDGs CLUB 日本ユニセフ協会
- つながる世界と日本 独立行政法人国際協力機構